

判例研究

公益法人の目的の範囲

〔前橋地裁平成八年二月三日民事第一部判決、平成七（ワ）第二六八号、債務不存在確認請求事件、認容・控訴、判例タイムズ九二三号二七七頁〕

山田 創一

〔事実〕

被告Y司法書士会は、司法書士法一四条に基づき設立された公益法人である。Yは、平成七年二月二五日開催の臨時総会において、左記の決議を行った。

記

- (一) 阪神大震災により被災した司法書士会・司法書士の復興を支援するため、阪神大震災救援司法書士対策本部に「復興支援拠出金」三〇〇〇万円を拠出する。
- (二) 右拠出金のため「復興支援特別会計」を設置する。共済特別会計から復興支援特別会計への貸出を行い、この貸付金をもって拠出金を支出する。

(三) 復興支援特別会計は共済特別会計からの借入金のほか、次に次の各号をもって収入とし、期間三年で共済特別会計への償還を行う。

(1) 一般会計からの繰入金。ただし、役員手当の減額、事業の縮小を含めた見直し、旅費日当規定の見直し等により生じる余剰金を繰り入れる。

(2) 登記申請事件一件につき五〇円の復興支援特別負担金（復興支援証紙）徴収による収入。

なお、右各号とも共済特別会計への償還が完了するまでの措置とし、償還完了後は旧に復するものとする。そこで、Yの会員たる司法書士である原告Xらは、右決議は内容的にも手続的にも違法であり無効であるから、会員には登記申請事件一件当たり五〇円の支払義務がないとして、右決議に基づく債務の不存在の確認を求めた。

〔判旨〕

本判決は、XらのYに対する右決議に基づく登記申請事件一件当たり金五〇円の支払義務がないことを確認するとして、Xらの請求を認容した。すなわち、

(a) 「司法書士会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするとして、法が、あらかじめ、司法書士にその設立を義務付け、その結果設立されたもので、その会則の定立等には法務大臣の許可が必要とされる等、法務大臣の監督に服する団体である。また、司法書士会は、強制加入団体であって、その会員には実質的には脱退の自由が保障されていな

い。」

(b) 「司法書士会は、会社とはその法的性格を明らかに異にする法人であり、その目的の範囲についても、これを会社のような広範なものと解するならば、法の要請する公的な目的の達成を阻害して法の趣旨を没却する結果となることが明らかである。」とし、さらに、司法書士会が、「強制加入団体であり、その会員に実質的には脱退の自由が保障されていないことからすると、その目的の範囲を判断するに当たっては、特に会員の思想・信条の自由を害することのないように十分配慮する必要がある。」

(c) 「司法書士会は、法人として、法及び会則所定の方式による多数決原理により決定された団体の意思に基づいて活動し、その構成員である会員は、これに従い協力する義務を負い、その一つとして会則に従って司法書士会の経済的基礎を成す会費等を納入する義務を負う。しかし、法が司法書士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々な思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがって、司法書士会が右の方式により決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にもおのずから限界がある。」

(d) 「本件のように阪神大震災により被災した司法書士会・司法書士の復興を支援するために金員を拠出するというものであっても、本来、そのような者を支援するために金員を送るか否か、仮に送るとしても司法書士会を通じて送るか否か、また、どのような方法でいかなる金額を送るか等については、各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない。」

(e) 「公的性格を有する司法書士会が、このような事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできないというべきであり、司法書士会がそのような活動をすることは法の

予定していないところである。司法書士会が阪神大震災により被災した兵庫県司法書士会に金員を送付することは、たとえそれが倫理的、人道的見地から実施されるものであっても、法一四条二項所定の司法書士会の目的の範囲外の行為であるといわざるを得ない。」

(f) なお、Yは、「生活の基盤の安定なくして司法書士の品位の保持は困難であるから、阪神大震災の被害を受けた兵庫県司法書士会に拠出金を送ることが必要であると主張するが、拠出金の支出と司法書士の品位の保持は必ずしも直結するものではないから、」Yの右主張は採用することができない。

(g) 本件決議は、Yの目的の範囲外の行為を目的とするものとして無効と解するほかはない。

〔評釈〕

判旨の結論に反対する。以下、その問題点を検討する。

- 一 寄付（献金）に関する法人の目的の範囲についての最高裁判例として、①営利法人である株式会社がその財産から行う政治献金が問題となった八幡製鉄政治献金事件（最大判昭和四五年六月二四日民集二四卷六号六二五頁）、②中間法人である労働組合がその組合員から政治献金を臨時組合費として徴収することが問題となった国労広島地方本部事件（最判昭和五〇年一月二八日民集二九卷一〇号一六九八頁）、③公益法人である税理士会がその会員から政治献金を特別会費として徴収することが問題となった南九州税理士会政治献金事件（最判平成八年三月一九日民集五〇卷三号六一五頁）がある。

八幡製鉄政治献金事件の最高裁判決は、会社は定款所定の目的の範囲内において権利能力を有するが、会社がそ

の社会的役割を果たすために相当な程度の寄付をすることも会社の目的の範囲内にあるとした上で、会社が政党的健全な発展に協力することは、社会的実在としての当然の行為として会社に対しても期待される場所であり、政党に対する政治資金の寄付と災害救援資金の寄付、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力とで区別すべき理由はないとし、「会社の構成員が政治的信条を同じくするものでないとしても、会社による政治資金の寄附が、特定の構成員の利益を図りまたその政治的志向を満足させるためでなく、社会の一構成単位たる立場にある会社に対し期待ないし要請されるかぎりにおいてなされるものである以上、会社にそのような政治資金の寄附をする能力がないとはいえない」から、「会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとするに妨げない。」とする。

国労広島地方本部事件の最高裁判決は、以下のように判断する。すなわち、「労働組合は、労働者の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体であって」、組合員の「協力義務も当然に右目的達成のために必要な団体活動の範囲に限られる」とし、労働組合の活動に「格別の立法上の規制が加えられていない場合でも、問題とされている具体的な組合活動の内容・性質、これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、多数決原理に基づく組合活動の実効性と組合員個人の基本的利益の調和という観点から、組合の統制力とその反面としての組合員の協力義務の範囲に合理的な限定を加えることが必要である。」とする。そして、「労働組合が労働者の生活利益の擁護と向上のために、経済的活動のほかに政治的活動も行うことは、今日のように経済的活動と政治的活動との間に密接な表裏の関係のある時代においてはある程度まで

必然的であり、これを組合の目的と関係のない行為としてその活動領域から排除することは、實際的でなく、また当を得たものでもない。それゆえ、労働組合がかかる政治的活動をし、あるいは、そのための費用を組合基金のうちから支出すること自体は、法的には許されたものというべきである」とする。ところで、「政治的活動は一定の政治的思想、見解、判断等に基づいて行われるものであり、労働組合の政治的活動の基礎にある政治的思想、見解、判断等は、必ずしも個々の組合員のそれと一致するものではないから、もともと団体構成員の多数決に従って政治的行動をすることを予定して結成された政治団体とは異なる労働組合としては、その多数決による政治的活動に対してこれと異なる政治的思想、見解、判断等をもつ個々の組合員の協力を義務づけることは、原則として許されないと考えるべきである。かかる義務を一般的に認めることは、組合員の個人としての政治的自由、特に自己の意に反して一定の政治的態度や行動をとることを強制されない自由を侵害することになるからである。」政治意識昂揚「資金は、総選挙に際し特定の立候補者支援のためにその所属政党に寄付する資金であるが、政党や選挙による議員の活動は、各種の政治的課題の解決のために労働者の生活利益とは関係のない広範な領域にも及ぶものであるから、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかは、投票の自由と表裏をなすものとして、組合員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断ないしは感情等に基づいて自主的に決定すべき事柄である。したがって、労働組合が組織として支持政党又はいわゆる統一候補を決定し、その選挙運動を推進すること自体は自由であるが……、組合員に対してこれへの協力を強制することは許されないというべきであり、その費用の負担についても同様に解すべき」であるとして、政治意識昂揚資金についての臨時組合費の納入義務を否定した。

南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決は、税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に金員の寄付を

することは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、税理士法で定められた税理士会の目的の範囲外の行為であり、こうした寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の決議は無効であると解している。すなわち、「税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行う」という公的な目的を有し、しかも、「法が、あらかじめ、税理士にその設立を義務付け、その結果設立されたもので、その決議や役員行為が法令や会則に反したりすることがないように、大蔵大臣の「監督に服する法人であり、また、「強制加入団体であつて、その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていない」団体であるから、会社とはその法的性格を異にしており、目的の範囲を会社のように広範なものと解するならば、法の要請する公的な目的の達成を阻害して法の趣旨を没却する結果となる。ところで、「税理士会は、法人として、法及び会則所定の方式による多数決原理により決定された団体の意思に基づいて活動し、その構成員である会員は、これに従い協力する義務を負い、その一つとして会則に従つて税理士会の経済的基礎を成す会費を納入する義務を負う」が、強制加入の法人であることから、会員の思想・信条の自由との関係で、「会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。」「特に、政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることがどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である」といふべきである。なぜなら、政党など規正法上の政治団体は、政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動を行うことが当然に予定された政治団体であり……、これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる問題

だからである。」もつとも、法は、「税理士会が、税務行政や税理士の制度等について権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができるとしているが、政党など規正法上の政治団体への金員の寄付を権限のある官公署に対する建議や答申と同視することはできない。」こうして、公的な性格を有する税理士会が、政党など政治資金規正法上の政治団体に対する金員の寄付を、「多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできないというべきであり」、「税理士会がそのような活動をする場合は、法の全く予定していないところであ」つて、「たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、……税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない。」としている。

こうしてみると、判例は、営利法人である株式会社の場合には、目的の範囲を広く解し、政党に対する政治資金の寄付は、災害救援資金の寄付、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力とで区別すべき理由はないとして法人の目的の範囲内とし、労働組合の政治献金の場合にも、労働組合が政治的活動をし、「そのための費用を組合基金のうちから支出すること自体は、法的には許されたものというべきである」としていることから、目的の範囲内としてしていると解される（佐藤繁・最高裁判所判例解説民事篇昭和五〇年度五六事件評釈へ法曹会、昭五四）。しかし、労働組合において、特定の公職選挙立候補者の選挙運動の支援資金を、徴収決議に基づき個別に強制徴収することは許されないとする。これに対し、公益法人である税理士会の場合には目的の範囲を狭く解し、政治献金について、税理士会が、公的な目的を有し、大蔵大臣の監督に服する法人であり、しかも強制加入の団体であつて実質的には脱退の自由が保障されていない団体であることから、会社の場合と異なり、そもそも法人の目的の範囲外であると解している。こうして、法人の目的に関する「判例法理は、法人の種類（営利・公益・

中間)に依じて、具体的に妥当な解決をはかるための技術的手段として、換言すれば、法人の種類に依じて、法人の構成員の利益と第三者の利益を適当に調整するための『一般条項』的なものとして、巧みに用いられて来たといえるのである(柳川俊一・最高裁判所判例解説民事篇昭和四五年(下)八八事件評釈(法曹会、昭四六)。そして、構成員の思想・信条の自由(憲法一九条)は民法の一般条項を媒介として私人間に間接に適用されるが(最大判昭和四八年一月二日民集二七卷一〇一五三六頁)、こうした憲法の間接適用の媒介となる一般条項の役割を、民法四三条の法人の「目的ノ範囲」は果たすといえる(西原博史「判批」ジュリー一〇九九号一〇二頁(平八))。

二 本件は、公益法人である司法書士会が、阪神大震災に被災した兵庫県の司法書士会・司法書士に復興支援拠出金を送金するため、会員から登記申請事件一件につき五〇円の復興支援特別負担金を徴収することが法人の目的の範囲内といえるか否かが問題となっている。この問題は、公益法人がその会員から献金を個別に強制徴収するといふ点で、前掲南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決の事案と共通性がある。そこで、本判決は、南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決に依拠し、「公的性格を有する司法書士会が、このような事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできないといふべきあり、司法書士会がそのような活動をするには法の予定していないところである。司法書士会が阪神大震災により被災した兵庫県司法書士会に金員を送付することは、たといそれが倫理的、人道的見地から実施されるものであっても、法一四条二項所定の司法書士会の目的の範囲外の行為であるといわざるを得ない。」とした。これにより、南九州税理士会政治献金事

件の最高裁判決の射程範囲を、公益法人の災害救援資金の寄付の事例にまで拡張したとすることができる。また、「司法書士会が阪神大震災により被災した兵庫県司法書士会に金員を送付することは、……法一四条二項所定の司法書士会の目的の範囲外の行為であるといわざるを得ない。」とされていることからすれば、会員から特別負担金を徴収せず、司法書士会の財産から寄附する場合も、法人の目的の範囲外と解しているといえよう。

三　そこで、まず、本判決が依拠した南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決の妥当性が問題となる。

(一) 学説では、公益法人である税理士会の政治献金を目的の範囲外とする見解は、通説を形成しているとみてよいであろう。以下の見解が、公益法人である税理士会の政治献金を目的の範囲外と解している。すなわち、

① 森英樹「判批」法教七〇号一〇六頁（昭六一）

② 江橋崇「判批」法セ三八〇号一一四頁（昭六一）

もつとも、江橋教授は、「法案作成に苦心を加えてもらう趣旨の、業界による政治家買収に近い汚職すれすれの政治献金は、そのものとして厳しく禁止されるべきであろう。これを規制するために、集会開催や宣伝物の作成などの正当な政治活動に要する費用の支出、さらには、大会での決議など会の政治的意見表明までも禁止しようというのは、角を矯めんと欲して牛を殺すの類である。」とされる。

③ 田村和之「判批」判評三三二号二三頁以下（昭六一）

④ 野坂泰司「判批」ジュリ八八七号一三頁以下（昭和六一年度重要判例解説、昭六一）

⑤ 芦部信喜「法人の人権—人権の享有主体（4）」法教一〇七号七六頁（平元）

⑥前田達明「法人の権利能力・行為能力・不法行為能力(2)」法教一〇号七六頁(平元)

前田教授は、「非営利法人特に公益法人(民法上の法人)については、その公益的性格からして許可主義(あるいは認可主義)を採用しているものであり、法規上および定款上厳しい規制がなされているのであるから」、厳格に「目的ノ範囲」を解釈すべきであるとして、「非営利法人の場合は『附帯事業』の内に政治献金は含まれないことになろう」とされる。

⑦松沢智「判批」シュート三六八号二頁以下(平四)

松沢教授は、南九州税理士会政治献金事件の高裁判決(福岡高判平成四年四月二四日判時一四二一三三頁)に賛成し、(a)税理士会が、税理士業務の改善、進歩を図り、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度の確立を目指し、法の制定や改正に関し、関係団体や関係組織に働きかけるなどの活動を推進する団体に寄付を行うことは、目的の範囲内の行為であること、(b)本件寄付の決議は、特別会費をもって、南九州各県税理士政治連盟を通じて特定政党、特定政治家へ政治献金を行うことを目的としてされたものとは認められないこと、(c)南九州各県税理士政治連盟が特定の政治家の後援会等に寄付をすると、付随的にその政治家の一般的な政治的立場ないし主義、主張をも支援する活動をしたという結果を生じるが、その関係はうえんかつ希薄であるから、会員の政治的思想、信条の自由を侵害するものとはいえないなどとした結論を支持している。確かに、高裁判決が事実認定として、南九州各県税理士政治連盟の政治団体性を否定し、特別会費を政治献金ととらえず一般運動資金とする点は、疑問であるが(一種の「マネー・ロンダリング」を容認するものであり、この論理を貫徹するなら税理士会が行う政治献金が目的の範囲外とされることは現実的にはあり得なくなってくる可能性がある)、高裁判決と

いえども、税理士会が特定政党や特定政治家へ直接に政治献金を行う場合には、税理士会の目的の範囲外の行為とすると解される以上、松沢教授も、税理士会の政治献金を目的の範囲外としているとみてよいであろう。

⑧中富公一「税理士会の政治献金の合法性と会員の思想信条の自由」法セ四五六号一三一頁（平四）

⑨今関源成「判批」法教一五〇号別冊付録『判例セレクト 92』一三頁（平五）

⑩戸波江二「判批」ジュリー一〇二四号九頁（平成四年度重要判例解説、平五）

もつとも、戸波教授は、税理士会の目的の範囲内かどうかの基準を、政党や特定政治家の後援会への政治資金の寄付のように「特定の政党や政治的主義と結びついて、団体の中立性を損なわせる行為」は、目的の範囲外であるが、「税理士法改正について関係団体に働きかけること自体は目的の範囲内にある」と解し、南九州税理士会政治献金事件の高裁判決を一般論としては妥当であるとしつつも、「法人の権利能力や構成員の思想の観点から政治資金の統制を図ることが妥当かどうか疑問がないわけではない。」とされる。

⑪西鳥羽和明「判批」判評四三二二号五一頁以下（平七）

⑫中島茂樹「判批」法教一九二号九七頁（平八）

⑬金子昇平「政治献金目的の税理士会費訴訟上告審判決―最高裁第三小法廷平成8年3月19日判決―」ひろば四九卷一〇号七四頁（平八）

⑭大野秀夫「判批」森泉章著『公益法人判例研究』八二頁以下（有斐閣、平八）

⑮木下智史「判批」法教一九八号別冊付録『判例セレクト 96』一一頁（平九）

⑯森泉章「判批」判評四五七号三六頁（平九）

⑰北野弘久『税理士制度の研究（増補版）』二四二頁以下（税務経理協会、平九）

北野教授は、「政治献金行為は憲法上の参政権（選挙権）に基礎づけられるものであって、それは主権者に固有の主権的権利としてとらえられるべきである」とし、「また、日本国憲法の意図する議会制民主主義を実質的に空洞化させる」として、「民法四三条違反でありかつ民法九〇条違反」とされる。

⑱渡辺康行「判批」ジュリー一一三号一三頁（平成八年度重要判例解説、平九）

⑲拙稿「法人の目的の範囲―政治献金は法人の権利能力の範囲内か―」山院三八号三〇三頁以下（平九）

⑳甲斐道太郎「政治献金と税理士会の目的の範囲」リマックス一五号一〇頁（平九）

(二) これに対し、税理士会の政治献金を目的の範囲外とすることに疑問を呈し、目的の範囲内とする見解としては、以下のものがある。すなわち、

①橋本基弘「非政治団体の政治的活動と構成員の思想・信条の自由（上）」高知女子大学紀要四一巻九〇頁（平五）、同「非政治団体の政治的自由と構成員の思想・信条の自由（下）」高知女子大学紀要四三巻二二頁（平七）

橋本助教は、以下のように解している。すなわち、「団体の人権を当該団体の目的の範囲か否かの問題として処理することには限界がある。団体の目的、あるいは利益自体、きわめて開かれた概念であるからである。同様に、団体の属性から当該団体の権利能力、行使できる人権の範囲を画定する試みにも限界がある。団体の属性（営利性、非営利性、公益性）を満足するために選択できる手段には、少くとも理論上は制限がないからである。それゆえ、団体の人権を団体の目的の範囲の問題として、あるいは属性（営利性・非営利性・公益性）の問題として理解する従来の理論構成は団体の人権をめぐる議論に適切な解答を与えることはできない。」とした上

で、「団体の内部統制権（その反面としての構成員の協力義務）は、各構成員の加入・離脱の自発的意思（合意）に由来している」とみて、「この意思の有無によって統制権の範囲・程度が決定される」とし、（ア）「各人が国民の一人としての立場において、自己の個人的かつ自主的な思想、見解、判断等に基づいて決定すべき」事柄か否か、（イ）「協力義務の強制ほどの程度か」、という二つの視点から団体活動と構成員の思想・信条の自由の調整が図られるべきであると解している。

② 大沢秀介「法人と人権」法教一九〇号二九頁（平八）

大沢教授は、南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決を、「第一に、判決のように解すると、税理士会はほとんど政治活動を行えなくなるのではないかという点が指摘できる。第二に、特定の政党ではなく、『税理士会に許容された活動を推進することを存立の本来的目的とする政治資金規正法上の政治団体である南九各県税政への金員の寄付』が、選挙における投票の自由をただちに侵害するものといえるか否か疑問である。第三に、本件決議が、税理士会の会則の定める多数決制度に基づいて手続的に正当化される形でなされており、決議の内容も会の目的に関連するものであって会の政治的中立性を損なわないものであることを考慮する必要がある」と批判され、こうした政治献金が政治腐敗や政治的信条の強制を引き起こすことの是正が「政治資金規正法の強化などの法的規制などの観点からではなく、『法人の権利能力や構成員の思想の観点から政治資金の統制』が図られようとしていることについては、その妥当性が考慮される必要があるように思われる。」とされる。

③ 西原博史「判批」ジュリ一〇九九号一〇三頁（平八）

西原助教は、南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決が、「対外的関係に及ぼす影響―その最大のもので、

法人としての大規模な資金投入による民主的意識形成過程の歪み―を考慮しないにもかかわらず、権利能力を否定するアプローチを採用したことに、公益法人の執行部に対する戒め以外にどんな意味があるのかは、必ずしも明らかではない。主観的権利を侵害するために客観的に違憲というに等しい論理は、一見人権保障に手厚いように見えるが、構成員の『自己の意に反して一定の政治的態度や行動をとることを強制されない自由』としての思想の自由を確保する上では、他にあまりに多くの衡量要素が取り込まれる民法四三条論は、あまり安定的な手法ではない。」と批判され、「企業・団体献金の問題―そして突き詰めれば、金で政治を動かして私的利益を図ろうとすることに絡む政治腐敗の問題―は、民法の解釈を通じて一義的な結論に至ることのできるものではないこととなる。」として、「国民個人の参政権の実効化という観点を実現するための立法的策定」に委ねるべきであるとする。

(三) しかし、橋本説については、任意加入団体か強制加入団体であるかにより、内部統制権の範囲・程度を異にすることになるが、そうなると任意加入の団体である株式会社の場合に安易に株主に協力義務を認めることになり、政治団体でない株式会社において政治献金に反対なら株主であることをやめればよいという論理をもちこむ危険があるという点で疑問である。また、南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決批判に関する大沢説については、第一に、右判決は、最判平成五年五月二七日判時一四九〇号八三頁の三好補足意見と異なり、慎重にも、税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に対して金員の寄付をする場合に限って税理士会の目的の範囲外の行為と説示し、税理士会のその他の政治活動には触れていない点に注意すべきであり（拙稿「法人の目的の範囲―政治献金は法人の権利能力の範囲内か―」山院三八号三一―二頁〔平九〕）、税理士会が政治献金以外の政治活動を行えないと

はしていないことを看過していること、第二に、南九州各県税理士政治連盟に対する金員の寄付が、一種の「マネー・ロンダリング」を容認するものであるとの認識があれば、投票したくない政党に物的援助をすることを強制される結果、選挙における投票の自由（一票を行使するに当たって反対政党に人的・物的に協力させられない自由も含む）を侵害するということができることを看過していること、第三に、ここで問題とされているのは多数決の濫用が問題となっているのであり、手続きが多数決によって正当に行われていることを強調するのは無意味であり、南九州各県税理士政治連盟に対する金員の寄付は、一種の「マネー・ロンダリング」であって、事実上特定政党にしか金員がいていないという点を認識すべきで、会の政治的中立性を損なっていることを看過していること、第四に、構成員の思想・信条の自由や投票の自由といった人権が、憲法の間接適用の結果、民法の法人の目的の範囲という一般条項に盛り込まれているとの認識をもつならば、政治資金規正法という立法政策に委ねるべき問題でなく、立法権の限界ないし立法をもつても許容できない問題にかかわるものであることを看過していることに鑑み、疑問である。さらに、西原説も、右の第四点が看過されており疑問である。こうしたことから、これらの税理士会の政治献金を目的の範囲内とする見解については、いずれも多数の支持を受けるに至ってはいない。

従って、公益法人である税理士会の政治献金を目的の範囲外とした南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決の結論の妥当性は支持することができよう。

四 次に、本判決が依拠した南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決の射程範囲が問題となる。すなわち、強制加入団体である公益法人の目的の範囲に関し、政治献金の場合が目的の範囲外となることから災害救済資金の寄付

の場合にも目的の範囲外となると解することができるか否かが問題となる。

南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決は、税理士会が「特に、政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。」としていたのであり、政治献金の自由と表裏の関係にある会員の「投票の自由」(一票を行使するに当たって反対政党に人的・物的に協力させられない自由も含む)も侵害し、ひいては会員の政治的思想・信条の自由を侵害すると考えて、税理士会の政治献金を法人の目的の範囲外と解している。他方、本判決は、司法書士会の災害救援資金の寄付を、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない。」としており、この場合も会員の思想・信条の自由を侵害すると考えて、法人の目的の範囲外と解している。しかも、司法書士会が、公的な目的を有し、法務大臣の監督に服する団体であると同時に、強制加入団体であり会員には実質的に脱退の自由が保障されていない団体であることから、団体が災害救援資金の寄付についての「寄付の自由」を有しないと解している。

しかし、公益法人が、災害救援資金の寄付や、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力をすることを否定するのは、公益法人が自然人と等しく、国家、地方公共団体、地域社会その他の構成単位たる社会的実在であることを無視し、それとしての社会的作用を負担することを否定するものであって、妥当でないといえよう(八幡製鉄政治献金事件の最高裁判決は、営利法人の政治献金に関する判断部分には賛成できないが、災害救援資金の寄付や、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力に関する判断部分は正当と考え

る)。しかも、本判決は、会員の寄付に関する信条すなわち「寄付の自由」を侵害すると考えるのであろうが、公益法人といえども災害救援資金の「寄付の自由」を有すると解すべきであり、会員が団体の多数決による意思決定に基づく寄付に協力させられることを排除するほどの不可侵性を、会員の「寄付の自由」が有するものとは考えられない。災害救援資金の寄付は、会員ばかりでなく、法人も自己の意思に基づいて自主的に決定すべき事柄でもあるのであるから、法人の意思決定（多数決原理による意思決定）に会員が協力させられ寄付を強制させられる結果となっても、法人の意思と法人の一部の構成員の意思が食い違っている以上、やむを得ないといふべきである。本判決は、阪神大震災により被災した司法書士会・司法書士の復興を「支援するために金員を送るか否か、仮に送るとしても司法書士会を通じて送るか否か、また、どのような方法でいかなる金額を送るか等については、各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、他から強制される性質のものではない」とするが、多数決原理により決定された団体の意思に会員は協力する義務を負い、自己の所属する団体から災害救援資金の寄付を強制されることは団体自治の問題として許容すべきである。

これに対し、「投票の自由」は、参政権につらなるものであり、国民である会員個人に帰属するものであつて、法人には帰属し得ないものである。従つて、「投票の自由」と表裏の関係にある「政治献金の自由」を、税理士会は原則的には有しないのである（例外的に構成員の投票の自由を侵害しない形で法人が政治献金できる場合については後述）。そして、会員の「投票の自由」と表裏の関係にある会員の「政治献金の自由」は、会員が団体の多数決による意思決定に基づく政治献金に協力させられることを排除するだけの不可侵性を有するといふべきである。

従つて、南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決の射程範囲を、本判決のように公益法人の災害救援資金の寄

付の事例にまで拡張することはできないと考える。

五 南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決は、税理士会の政治献金を目的の範囲外とする根拠として、①税理士会が公的な目的を有していること、②税理士会が強制加入団体であり、実質的には脱退の自由が保障されていないこと、③政治献金は投票の自由と表裏をなし構成員が自主的に決定すべき事柄であることをあげていた。①のみを強調すれば、「公益法人」を射程範囲とすることに帰結し、②のみを強調すれば、「強制加入団体」を射程範囲とすることに帰結し、③のみを強調すれば「公益法人・中間法人・営利法人のみならず権利能力なき社団」を射程範囲とすることに帰結する性格を持っている。従って、③に注目するならば、南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決は、営利法人である株式会社が行う政治献金を目的の範囲内とした八幡製鉄政治献金事件の最高裁判決、及び、中間法人である労働組合の財産から行う政治献金を目的の範囲内としていると解される国労広島地方本部事件の最高裁判決の判例変更の契機となりうる性質を有している（こうした指摘をするものとして、中島茂樹「判批」法教一九二号九七頁へ平八）、森泉章「判批」判評四五七号三六頁へ平九）、木下智史「税理士会による政治献金と会員の思想・信条の自由」法教一九八号別冊付録『判例セレクト』%一一頁へ平九）、北野弘久「税理士制度の研究（増補版）」二四二頁へ税務経理協会、平九）、渡辺康行「判批」ジュリー一一三号一三頁へ平成八年度重要判例解説、平九）、拙稿「法人の目的の範囲―政治献金は法人の権利能力の範囲内か―」山院三八号三〇六頁へ平九）、甲斐道太郎「政治献金と税理士会の目的の範囲」リマックス一五号一〇頁へ平九）。とりわけ、政治資金規正法に、税理士会が政党や政治資金団体に対して政治献金することを禁止した条文がないにもかかわらず

ず、民法四三条により税理士会の政治献金を否定した南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決は、営利法人や中間法人の政治献金へも民法四三条による解決をもたらす可能性を大きく示唆したといえる。南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決は、こうした方向で活用されるべきであり、本件のように、公益法人が、自然人と等しく、国家、地方公共団体、地域社会その他の構成単位たる社会的実在でありその社会的作用を負担することから認められるべき災害救援資金の寄付を否定する方向で活用するのは（まして本件では自分たちと同じ司法書士会及びその会員に対する災害救援資金の寄付を否定している）、会員の思想・信条の自由の濫用というべきであろう。仮に本件の論理を認めこれを推し進めていくならば、多数決原理に基づく公益法人の正当な事業活動に対しても少数者の思想・信条の自由の侵害を理由に目的の範囲外とされる可能性があり、全員一致でなければ公益法人の事業を行うことができず、公益法人の円滑な事業活動に支障をきたす恐れがある。

私は、営利法人や中間法人や公益法人が政治献金や災害救援資金などの寄付をすることができるかという問題を、法人の目的の「法規上および定款上の厳しさ」や強制加入団体であるか否かによって決する問題とすべきでない」と解している。すなわち、営利法人、中間法人、公益法人となるに従って、法人の目的が法規上および定款上厳しくなるとして、法人の活動範囲も制限されるとする見解では、法人の活動範囲の明確な限界を見いだし得ないと考える。例えば、公益法人である宗教法人が宗教法人の税制等の優遇措置を主張する特定政党に政治献金を行ったり、慈善活動を目的とする公益法人が当該慈善活動に関わる社会福祉立法の成立を主張する特定政党に政治献金を行う場合を、公益性という基準から限界づけることはできないであろう（橋本基弘「非政治団体の政治的活動と構成員の思想・信条の自由（上）」高知女子大学紀要四一卷八九頁（平五）、西原博史「判批」ジュリ一〇九九号一〇

二頁（平八）、渡辺康行「判批」ジュリ一〇一三三〇一三頁（平成八年度重要判例解説、平九）。また、強制加入団体であるか任意加入団体であるかによっても、法人の活動範囲の明確な限界を見いだし得ないし、見いだすべきではないと考える。例えば、任意加入の団体である株式会社において、特定政党への政治献金に反対なら株主であることをやめればよいというのは、傾向企業なら成り立つが、一般の企業は政治活動を目的としていない以上、成り立たない議論である（シンポジウム「政治資金」日本財政法学会編『政治資金』一六頁〔高柳信一発言〕〈学陽書房、平三〉、蟻川恒正「思想の自由と団体規律」ジュリ一〇八九号二〇四頁（平八）。

この問題は、むしろ多数決原理によっても奪われない構成員の固有権の問題としてとらえるべきである。すなわち、政党など政治資金規正法上の政治団体は、「政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動を行うことが当然に予定された政治団体」であって、「これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる問題」であることに鑑みると、これらの「団体に対して金員の寄付をすることがどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すもの」として、構成員「各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である」というべきであって、営利法人の場合であろうと、中間法人の場合であろうと、公益法人の場合であろうと、多数決原理によつて構成員にその協力を義務付けることはできない構成員の固有権の問題と解すべきである。

「投票の自由」と表裏の関係にある「政治献金の自由」は、原則的には、投票する権利を有する構成員にのみ帰属するのであつて法人には帰属しないのであり（例外的に構成員の投票の自由を侵害しない形で法人が政治献金できる場合については後述）、しかも、参政権につらなる構成員の投票の自由ひいては政治的信条の自由は多数決原理

によっても奪われない構成員の固有権にあたるというべきである。

そして、政治献金を、徴収決議に基づいて団体の構成員から個別に強制徴収する場合であろうと、団体の財産から支出する場合であろうと、いずれも構成員の固有権を侵害すると解すべきである（一体論）。この点につき、労働組合の政治献金を、組合基金から支出する場合は許されるが、徴収決議に基づいて組合員から個別に強制徴収する場合は許されない（分離論）とした国労広島地方本部事件の最高裁判決がある。しかし、①支出に不足する団体財産の補充のために会費の追加徴収が臨時になされる場合もあるのであるから、組合基金と臨時組合費は不可分一体であるとみるべきこと、②団体財産から支出することが許されるとなると、会費名目で直接の政治献金を強制される場合があるのであるから、両者を区別することは意味をなさないこと、③構成員が会費を支払う場合、それが政治献金に流用されるとは考えておらず、また流用される可能性があるときは反対する機会を与えなければならぬのにそうした機会が与えられていないこと、④分離論を採用した判例の調査官解説は拠出者と政治的信条の一体化が生じたか否かの基準で両者の結論の差異を正当化するが（佐藤繁・最高裁判所判例解説民事篇昭和五〇年度五六事件評釈へ法曹会、昭五四）、毎年同じ政党に政治献金をしている団体が会費を徴収しその団体財産からその政党に政治献金する場合は、会費の拠出者と政治的信条の一体化が生じているのであり、徴収決議に基づき政治献金を個別に強制徴収する場合とほとんど差異はなく、拠出者と政治的信条の一体化が生じたか否かで両者の結論の差異を正当化することは不合理であることなどに鑑みるならば、分離論は妥当といえず、一体論に立つべきである（分離論に反対するものとして、蟻川恒正「思想の自由と団体規律」ジュリ一〇八九号二〇三頁以下（平八）、長谷部恭男『憲法』二二〇頁へ新世社、平八）。従って、政治献金が徴収決議に基づいて団体の構成員から個別に強

制徴収されたり、あるいは団体の財産から支出されるならば、公益法人であろうと中間法人であろうと営利法人であろうと参政権につらなる構成員の投票の自由ひいては政治的信条の自由という固有権を侵害するから、法人の目的の範囲外となると解する。

もつとも、構成員の固有権を侵害しない方法で法人が政治献金を行う場合には、法人の目的の範囲内と解してよい。こうした場合としては、傾向企業が政治献金を行う場合ないしは法人の構成員全員が政治献金に賛成して法人が献金を行う場合や、法人の構成員から政治献金を行うための任意の寄付を徴収し、その協力を得られた構成員から得た金額を法人が献金する場合が考えられる。これらの場合、構成員の投票の自由ひいては政治的信条の自由を侵害しないので、例外的に法人の政治献金を認めてよいといえよう。

これに対し、災害救援資金の寄付、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力という問題は、法人の自主的な多数決原理による意思決定によって決していくことができる問題であり、団体財産から支出される場合であろうと、徴収決議に基づき団体の構成員から個別に強制徴収される場合であろうと、こういった寄付に協力しない自由（これを仮に信条といたとしても、「投票の自由」と表裏の関係にある「政治献金の自由」と同列に扱うことはできないであろう）を構成員の固有権と解することはできないから、固有権侵害は生ぜず法人の目的の範囲内となると解することができる（拙稿「法人の目的の範囲―政治献金は法人の権利能力の範囲内か―」山院三八号三〇三頁〈平九〉参照）。

本判決は、固有権侵害とならない災害救援資金の寄付を公益法人の目的の範囲外とした点で、不当な判決と考える。

追記 山梨学院大学法学論集三八号の拙稿「法人の目的の範囲―政治献金は法人の権利能力の範囲内か―」において、引用されている鈴木竹雄先生の名前が一部「鈴木武雄」となっていたことをお詫びし、ここに訂正いたします。また、右論文脱稿後、新たに税理士会の政治献金に関する論文、判例解説が入手できましたので、本稿において、税理士会の政治献金を法人の目的の範囲内とする見解及び税理士会の政治献金を法人の目的の範囲外とする見解を、追加して整理したことを付記いたします。